

京都市介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況と今後の論点等について

- 平成29年4月1日から開始した、京都市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）について、現在、全体としては順調に事業者に参加いただいております、必要なサービス供給量はおおむね確保できている状況である。
- サービスの利用状況についても、おおむね地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントのとおり利用が進んでいる。
- 一方で、サービスの多様化に伴い、ケアマネジメントの重要性が増すなどの課題もあり、ケアマネジメント支援の取組を進めるなど、必要な対応を実施しているところであるが、今後、自立支援・介護予防を一層推進する観点から、総合事業で新設したサービスの利用促進や、更なる事業所の確保に向けた取組も必要である。
- 国においては、平成30年4月に介護保険制度の改正及び報酬改定が実施されることから、本市においても、国の検討状況及び本市における総合事業の実施状況をみながら、平成30年4月に向け、必要に応じて介護予防・生活支援サービス事業の内容や報酬の見直しを検討するなどの対応が求められる。

1 本市における介護予防・生活支援サービス事業の実施状況について

(1) 事業者参加状況

全体としては順調に参加しており、必要な供給量はおおむね確保できているものと考えている。

基準を緩和した新設サービスのうち、非専門職によるホームヘルプサービスである「支え合い型ヘルプサービス」と、リハビリ専門職等による「短期集中運動型デイサービス」の参加が低調である。

○ 指定事業所数

平成29年8月1日時点

行政区	訪問型サービス			通所型サービス			訪問型サービス 合計	通所型サービス 合計	合計
	介護型ヘルプサービス	生活支援型ヘルプサービス(新設)	支え合い型ヘルプサービス(新設)	介護予防型デイサービス	短時間型デイサービス(新設)	短期集中運動型デイサービス(新設)			
北区	32	19	9	37	6	0	60	43	103
上京区	20	13	7	24	8	0	40	32	72
左京区	28	15	6	29	4	0	49	33	82
中京区	31	19	6	24	2	0	56	26	82
東山区	10	5	1	8	1	0	16	9	25
山科区	32	18	9	44	9	0	59	53	112
下京区	25	14	7	16	0	0	46	16	62
南区	29	19	6	26	7	1	54	34	88
右京区	49	23	8	54	7	1	80	62	142
西京区	35	18	8	34	6	0	61	40	101
伏見区	74	51	29	73	12	4	154	89	243
合計	365	214	96	369	62	6	675	437	1,112

(2) 利用状況

地域包括支援センターへのアンケート調査によると、基準を緩和したサービスを含めて、おおむね地域包括支援センターによるケアマネジメントのとおりにサービスを利用できている状況である。

一方で、基準を緩和した新設サービスについて、サービスの供給があり、ニーズもあるにもかかわらず、実際のサービス利用に十分結びついていない可能性もある。

○ 利用者数（平成29年6月利用分）

	要支援1	要支援2	事業対象者	合計
介護型ヘルプサービス	383	638	18	1,039
生活支援型ヘルプサービス	179	249	29	457
支え合い型ヘルプサービス	4	4	12	20
介護予防型デイサービス	633	1,060	40	1,733
短時間型デイサービス	27	51	9	87
短期集中運動型デイサービス	5	1	21	27
介護予防ケアマネジメント	994	1,122	134	2,250

(参考) 要支援者ニーズ調査結果（平成26年12月調査）

○ 介護予防訪問介護の利用者における代替可能性

「生活支援型ヘルプサービス」の利用が考えられる方

利用サービス 代替可能性	身体介護あり		身体介護なし (生活援助のみ)		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
専門職による サービス提供が必要 等	1,348	19.0	2,508	35.4	3,856	54.4
非専門職でも サービス提供が可能	536	7.6	2,702	38.1	3,238	45.6
合計	1,884	26.6	5,210	73.4	7,094	100

「介護型ヘルプサービス」の
利用が考えられる方

「支え合い型ヘルプサービス」
の利用が考えられる方

○ 介護予防通所介護の利用者における代替可能性

「介護予防型デイサービス」
の利用が考えられる方

	件数	割合(%)
現行サービスの提供が必要(1日利用)	2,008	39.2
現行サービスの提供が必要(半日利用)	1,773	34.5
短時間や利用目的ごとに細分化された サービス提供があれば可能	1,175	22.9
住民団体等の地域サロンや居場所でも可能	172	3.4
合計	5,128	100

「短時間型デイサービス」の
利用が考えられる方

2 介護予防・生活支援サービス事業に係る課題及び今後の論点等について

(1) 新設サービス（基準を緩和したサービスなど）に関する課題等

項目（サービス類型）	課題	現在の対応状況と想定される今後の論点（◆）等
生活支援型 ヘルプサービス	① 新設サービスについて、地域にサービス提供体制がある場合についても、ケアマネジメントにおいて計画への位置づけがされていない。 ② 総合事業実施によってサービスが多様化し、より介護予防に資するサービスにつなげていくために、介護予防ケアマネジメントの重要性が増している。 ③ 介護保険法の改正により、市町村が保険者機能を発揮し、被保険者の自立支援・重度化防止に取り組む仕組みが制度化され、国から、具体的な取組内容の例として、多職種が専門的な視点に基づいてケアマネジメントに関する助言を行い、自立支援・介護予防につなげることが示されている。	①②③ これまでからケアマネジメント支援の取組を実施している。 ◆ 今後、より自立支援・介護予防に資するケアマネジメント支援の取組が必要である。 (例) 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実 など
	① 指定を受け、体制上受入可能であるにもかかわらず、正当な理由なく要支援者及び事業対象者へのサービス提供に消極的な事業所やサービス提供時間の短縮を要求する事業所がある。 ② 事業所や地域包括支援センターにおいて、身体介護と生活援助の内容（特に見守りの援助）に関する理解が十分でなく、ケアマネジメント上の課題が生じている。 ③ 新規で生活援助の利用を予定する際、要支援認定と予想して暫定ケアプランを作成し、結果として要介護認定が出た場合、基準緩和型サービスである生活支援型ヘルプサービスからの置き換えができない。	① 応諾義務違反や、サービス提供時間はケアプランに基づき決定することについて、集団指導などの機会を通じ、周知・指導した。引き続き周知に努め、必要に応じて個別に事業所を指導していく。 ② 見守りの援助について、国の示す内容を通知等により周知するとともに、地域包括支援センターに対する研修等、ケアマネジメント支援に取り組んでいる。 ③ 暫定ケアプランについて、想定されるケースごとにQ&Aを示している。 ◆ 今後、暫定ケアプランにおける生活支援型ヘルプサービスの利用を円滑に進めるための対応が必要である。 (例) 事業所が介護型ヘルプサービスと生活支援型ヘルプサービスを一体的に提供している場合は、訪問介護と同じ基準を満たしていることから置き換えを認める。など

項目（サービス類型）	課題	現在の対応状況と想定される今後の論点（◆）等
支え合い型ヘルプサービス	① 利用促進と指定事業所の更なる充足が求められる。 ② 支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者の指定事業所での従事に円滑につなげるよう支援が必要である。	① 事業所のサービス提供体制等の情報をまとめ、地域包括支援センターに提供した。 ◆ 今後、利用促進と更なる事業所の確保に向け、利用側と提供側の双方の不安の解消等に資する取組が必要である。 (例) 取組の意義や優良事例のPR、事業所情報の提供 新たな加算の設定等 ② 研修修了者への指定事業所一覧の送付や「健康長寿支え合いネット」を通じた情報提供を行っている。また、研修の修了時に、指定事業所による説明会を開催している。 ◆ 今後、研修の実施と研修修了者への支援が必要である。
短期集中運動型デイサービス	① 指定事業所が少ない。 ② これまででないサービスであることから、サービスのプログラムが確立されていない。 ③ サービス利用終了後の行き先（通いの場等）の整備や円滑な移行に向けた支援が必要である。	①② 指定事業所を訪問し、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）による個別の機能訓練等が、利用者の状態の回復に対して一定の効果を上げていることが確認できた。 優良なプログラムの共有等によるサービスの確立や質の向上を目指し、情報交換会についても実施予定である。 ◆ 今後、指定事業所の確保に向けた取組が必要である。 (例) 取組の意義や優良事例のPR 新たな加算の設定等 ③ 健康長寿サロンや介護予防に係る自主グループづくりを進めている。 ◆ 今後、利用後の行き先の整備や円滑な移行に向けた更なる取組が必要である。 (例) 地域介護予防推進センター等を通じた介護予防に係る自主グループの育成の一層の推進 地域包括支援センターや指定事業所などの連携、自主的な介護予防活動等に係る情報共有の推進

(2) その他、全般にかかわる課題等

項目	課題	想定される今後の論点等
新設サービスに係る 経過措置	○ 新設サービスが供給不足である場合に従前相当のサービスが利用できるとの経過措置については、第7期プランの策定過程で新設サービスの需給関係を検討し、必要な見直しを実施するとしている。	◆ 今後、経過措置の適用期間の検討が必要である。
事業対象者の考え方	○ 事業対象者については要支援2相当も含まれるため、事業対象者は要支援2と同等のサービスの利用ができる（報酬を算定できる）。このため、要支援1の方で予防給付を利用していない利用者について、認定申請を取り下げて事業対象者になることにより、通所型サービスの週2回利用する事例が出ており、ケアマネジメント上の課題となっている。 （なお、これまでと同じく、要支援1でも、週1回程度の報酬で週2回利用は可能である。）	◆ 今後、事業対象者の報酬設定の検討が必要である。 （例）事業対象者の報酬設定について、現在要支援2と同等としているものを要支援1と同等とする。
平成30年度介護報酬 改定等に合わせた総合 事業の報酬等の検討	○ 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）の報酬単価については、従前の介護予防給付の報酬のほか、介護給付の報酬体系を参考に設定している。新設サービスについては、サービス内容や提供時間が近い要介護者に対するサービスの報酬と同等としており、基準やサービス内容に応じた報酬体系としている。 このため、国の介護報酬改定に際しては、報酬等の検討が必要となる。	◆ 今後、国の動向を注視し、必要に応じて介護報酬改定に合わせた報酬の改定等の検討が求められる。

3 今後の想定スケジュールについて（予定）

- 9月11日 第3回京都市高齢者施策推進協議会
⇒ 8月21日の各ワーキンググループでの意見を踏まえた今後の検討項目の提示，確認
- 11月頃 第5回高齢者保健福祉計画ワーキンググループ
第9回介護保険事業計画ワーキンググループ
⇒ 京都市介護予防・日常生活支援総合事業の直近の実施状況の報告と検討項目に関する本市の今後の対応策等についての意見聴取
第4回京都市高齢者施策推進協議会
⇒ 各ワーキンググループでの意見を踏まえた本市の今後の対応策の提示，確認
- 12月～1月頃 中間報告（案）パブリックコメントの実施
- 2月頃 第5回京都市高齢者施策推進協議会
⇒ 第7期京都市民長寿すこやかプラン（案）に反映，協議
- 3月頃 第6回京都市高齢者施策推進協議会
⇒ 第7期京都市民長寿すこやかプランに反映，報告